

# 鳥取県文化財保存活用大綱（概要）

## 第1章 鳥取県文化財保存活用大綱の策定について

### 1. 大綱策定の経緯と経過

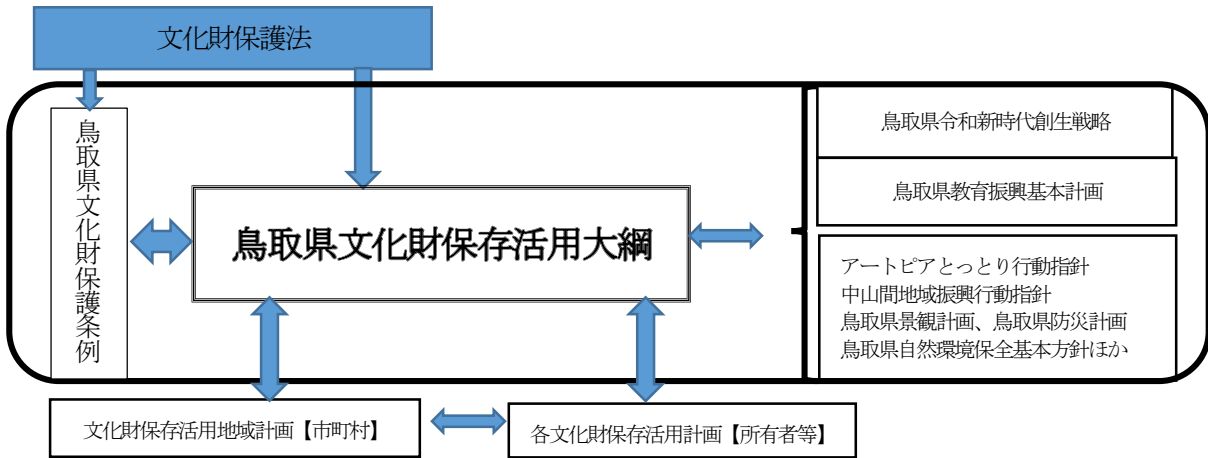
全国的な過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域活性に向け地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を受け、本県では平成31年4月より教育委員会事務局から地域振興部に移管（同年7月5日より地域づくり推進部文化財局）し、今後の文化財保護行政の適切な方向性を示すための『鳥取県文化財保存活用大綱』の策定が必要となった。

### 2. 大綱策定の目的

鳥取県文化財保護条例に基づき、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示し、さらに県内市町村による地域計画策定推進に益するものとするを目的とする。

### 3. 大綱の位置づけ



## 第2章 鳥取県の概要

本県は、中国地方の日本海側にあり、山陰地方の東側を占める地方公共団体である。面積は全国で7番目に小さく、人口は全国最少である。鳥取県は歴史的にはかつての因幡国、伯耆国に相当し、東部・中部・西部の3地域に区分するのが一般的である。

本県は狭い地域ながら、北は日本海、南は中国山地に接し、中国地方最高峰大山や鳥取砂丘など多様な自然環境と、それを基盤とした人々の生活が織りなす歴史が展開している。

## 第3章 鳥取県の文化財における現状と課題

### 1. 鳥取県における文化財の現状

本県には国指定等文化財124件、県指定等文化財306件があり、全国と比較すると指定件数は少ない。ただし特に近年、県指定に関しては特定分野に偏らず万遍なく指定を進めてきている。

### 2. 文化財の保存・活用に関する課題

- ・文化財の価値や魅力を伝える手法の工夫不足

観光や地域振興に資するものとして、国内外への情報発信が十分ではなく、SNSなどを活用し、わかりやすく効果的な情報発信をする必要がある。

- ・文化財の専門性を有する職員の不足と組織体制の整備

文化財の保存・継承においては、文化財の種別等により状況が異なるため、それぞれで検討する必要があるが、少子高齢化、人口減少といった、維持管理や伝統の継承を担う人材の不足は共通した課題である。

## 第4章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

### 1. 基本的な考え方

#### 【保存と活用に関する理念】

県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へと繋げる。

保存とは、対象とする文化財の本質を理解し、次世代に継承していくこと、活用とは、文化財の本質について幅広い人々に触れてもらうことである。活用を通じて、その文化財を生み出した、あるいは維持してきた地域自体の魅力を伝える。

一方、文化財そのものの自体の状態や素材を把握し、適正に取り扱うことが求められ、過剰な利用（オーバーユース）によって本質的価値が失われることがないようにする。

## 第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1. 文化財の保存・活用の方針

法令等に基づく文化財指定等を積極的に進める。また文化財の適切な維持等のために、行政側の経済的支援の確保と民間等の助成の活用を図る。

文化財の価値を高め、新しい魅力を創造し、地域振興に益するよう積極的に文化財を活用する。そして地域住民等が「知る」機会をつくるため、教育・生涯学習や地域・観光振興、情報発信に取り組む。

### 2. 文化財の把握と関連文化財群

県内の文化財を素材としてつくり出す特徴的な12のストーリーを「関連文化財群」として設定し、積極的な文化財保存・活用を進め、より具体的な取組を実現する。

### 3. とっとり遺産（仮称）の設置

従来の文化財の規定に必ずしも収まらない新たな分野の取り扱い、未指定文化財を保護する取組として、従来の指定等の文化財保護制度とは異なる制度を創設し、認知と保護の範囲を広げていく。

## 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1. 鳥取県文化財保護審議会

文化財指定に向けた調査と指定に関する審議を主とし、指定後の記念展示に伴う講演会等活用事業のほか、開発に伴う現状変更や災害被害等による毀損及び復旧等に関する現地指導等、本県の文化財保護に対し多岐にわたって指導・助言を行っている。

### 2. 鳥取県地域づくり推進部文化財局

専門職員の大半は埋蔵文化財専門であるが、今後は多様な文化財の保護に視野が及ぶよう研鑽・研修を積み、加えて建造物や天然記念物、美術工芸等の分野の専門職員の配置が必要である。また市町村支援や調査研究を進めるために、文化財を総合的に扱う文化財センターのような組織づくりも検討する。

### 2. 県関係各部局各課・機関との連携

また、本県には教育や文化芸術、景観、防災等に関する各種計画が策定されており、県民のための文化財保護を進めるために、各部局各課及び機関との連携等を図っていく。

## 第7章 市町村等への支援の方針

### 1. 市町村体制の現状

市町村によって専門職員配置の状況は様々である。文化財に関わる業務は、学校教育や生涯学習関連等、教育行政の中の一つという位置づけのところも多く、文化財のみを担当する職員はほとんどいない。

### 2. 市町村への支援方針

専門的な知見等について、必要な助言及び情報共有を行うほか、文化財等に関する研修等を実施するなど、専門性を備えた人材の育成を支援する。さらに広域的な連携を市町村に促しながら、それぞれ地域的に特徴づける事業展開を支援していく。

### 3. 民間団体等との連携

少子・高齢化が進む中、文化財関連団体や地域団体は文化財の適切な保存と活用にはなくてはならない存在であり、県は所在する当該市町村と連携を図りながら、様々な支援を行っていく。

## 第8章 防災・防犯対策

### 1. 現状と課題

国・県指定ともに補助事業を活用して、所有者と調整の上、防災・防犯施設設置の普及等の対策を講じている。また、県内や県外関係機関と情報共有を図り緊急時に備えるとともに、市町村や文化財保護指導委員（県任命30名）に対して、防災・防犯関係の講演会や、文化財収蔵箇所における現地研修などを開催し、防災・防犯意識の醸成を図っている。

### 2. 今後の取組

災害対策の一環として、文化財防災対策マニュアルを策定し、市町村の文化財ハザードマップ作成が進むよう支援していく。また県内外の関係機関と連携し、文化財レスキュー活動に必要な実技研修の実施、指定・未指定文化財の抽出やリスト化等を進める。